

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 氏 名       | みやがわ つよし<br>宮 川 剛       |
| 学位(専攻分野)  | 博 士 (文 学)               |
| 学 位 記 番 号 | 文 博 第 176 号             |
| 学位授与の日付   | 平 成 13 年 3 月 23 日       |
| 学位授与の要件   | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当 |
| 研究科・専攻    | 文 学 研 究 科 西 洋 史 学 専 攻   |
| 学位論文題目    | 近世ロンドンの教区と救貧            |

論文調査委員 (主 査) 教授 谷 川 稔 教授 服 部 良 久 教授 南 川 高 志

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、16世紀後半から17世紀半ば（エリザベス期からピューリタン革命期）のロンドンにおける教区（parish）の救貧活動の実態に迫り、その史的意味を社会史的視角から解き明かそうとしたものである。考察の対象は、いわゆる救貧税に基づく「公的」救貧から、「施し・寄付」に代表される私的慈善の機能にいたるまで、教区の救貧活動に関連する諸問題が総体として取り上げられる。対象地域を、首都ロンドンのいくつかの教区に限定しているのは、大都市の重要性もさることながら、主として教区史料の残存状況、情報量の大きさに規定されている。また蓄積豊かなロンドン市研究の成果を教区研究の傍証として利用できることももう一つの理由であろう。以下、各章の内容を要約しておく。

序論にあたる第1章では、まず、先行研究とその問題点を整理し、対象を教区に絞るに至った論争史上のスタンスを明らかにしている。ついで、分析の前提となる歴史的背景として、テューダー期における一連の救貧立法のあとをたどり、1601年のエリザベス救貧法の成立にいたる過程を概観する。さらに、議論の前提となるロンドンの教区というものの基本的性格を、世俗の行政単位である市区（ward）との相違、教区役員の機能などを中心に押えていく。最後に本論文が依拠する教区関連史料の意味と限界について冷静な史料批判をおこなっている。

第2章では、救貧活動の全体像をとらえるために、当時の寄付・慈善行為一般に関わる問題を、ひとまず教区とは切り離して考察している。まず、当時刊行された説教集や教理問答書の検討を通じて、宗教改革以後のイギリスにおいても、貧者への施しが積極的に奨励されていた事実を解明する。論者は、従来カトリックの専売のごとくみなされていた貧者への施しが、多少かたちを変えこそすれ、宗教改革以後も継続していた状況を、同時代人の論争をとおして確認できると主張する。すなわち、宗教改革以前のイギリス、および、同時代のカトリック諸国と比較して、宗教改革以後のイギリスの慈善・寄付活動が、たいへん落ち込んだという「悲観論」と、それは宗教改革以後もむしろ発展したのであって、同時代のカトリック諸国をも上回るのだ、という「楽観論」とを比較検討し、それらの言説に込められたメッセージを丹念に読み解いたうえで、後者の立場がより実態に近かったのではないかと示唆している。なかでも、本研究の舞台であるロンドンについては、尚古学者ジョン・ストウ『ロンドン通覧』（1958年）の「悲観論」的記述が一つの典型として、詳細かつ批判的に検討されていて興味深い。

通説的にも知られるように、当該時期のロンドンは、かつてない規模の流入人口とそれに起因する社会的危機に直面していたという（近世ロンドン危機説）。そこで第3章では、それらの危機に際して教区はどのような役割を果たしたのかを具体的に見ていく。たとえば、浮浪者対策を通して、教区がロンドン市本来の下部行政単位である区の権限をつぎつぎと蚕食して行く過程が明らかにされる。またペストの流行に際しても、ロンドン市当局が具体的な対策を打ち出せなかったのにたいして、患者の隔離をはじめとする実働部隊を提供できたのは教区に他ならなかった。ペスト対策委員の指名、患者への援助、費用の捻出方法（寄付）など、ここでは教区におけるペスト対策の実態が解明される。それはまた、疫病という危機を契機に、教区の上層部による下層教区民へのモラル統制が進行するプロセスでもあった。つまり、ロンドンの救貧活動の主

体が教区に移行した結果、各教区の救貧税負担者、とくに教区役員の下層民衆に対する支配が確実に強化されていったのである。そのことは、教区を運営する教区会（vestry）の再編にもあらわれている。すなわち、メンバーを少数の有力者に限った「特別教区会」が設立され、権限の集中によって教区行政の効率化（寡頭支配）が図られたのである。

本論文の白眉である第4章では、ロンドン市中央部の三教区（セント・バーソロミュー・エクステンジ教区、セント・マーガレット・ロスベリー教区、セント・クリストファー・ル・ストックス教区）の救貧活動が、教区委員会計簿という膨大な史料に基づいて分析される。まず、救貧のための財源については、救貧税が重要な財源として定着していく一方で、私的な慈善・寄付の果たす役割も依然大きかったことが数量的に明らかにされる。とりわけ、セント・バーソロミュー教区では、17世紀前半に多くの救貧目的の寄付を集め、定期支給金受給者をはじめとする貧民扶助の内容が充実していった。その結果、救貧法に基づいた扶助だけでなく、教区民の貧窮程度に応じて、さまざまな扶助を臨機応変に行うことが可能になったのだという。論者はここに、救貧法による「公的」救貧と私的慈善・寄付による扶助との有機的な相互補完関係を確認できると説く。

また、こうした救貧扶助の在り方をさらに詳細に見ていくと、救貧を通じて下層教区民の社会統制をめざす教区エリートと、救貧扶助を当然の権利とみなす教区貧民との間に、一定の緊張関係が存在したことが明らかになる。すなわち、教区の指導層が、外部から流入する貧民の排除、間借り人の摘発、モラル規制などを試みたのにたいし、教区貧民の側でも、様々な手段で扶助を引き出そうとする、したたかな動きが見られた。特に17世紀のセント・バーソロミュー教区においては、救貧扶助を求める請願活動が活発化し、このような指導層と教区貧民とのあいだのせめぎあいが常態化していったことを示している。

論者はさらに、教区会の議事録に記された遺言書の写しや、当時刊行された追悼説教集などの史料に基づいて、教区の富裕層による寄付や慈善の動機づけについても検討を加えている。その結果、先行研究があまり触れることのない、地域社会に根ざしたローカルな諸要因がいかに重要な役割を果たしていたかを克明に解き明かしていく。

最後に、救貧法体制が危機に瀕したと目されてきたピューリタン革命期の状況に考察がおよぶ。革命期の3教区では、救貧税収入について若干の減少が見られる例があるものの、寄付収入の増加、教区所有の不動産からの収入が増加するなど、むしろ救貧目的の収入源の拡充が見られた。また教区貧民への住宅提供など扶助内容も充実する方向にあったこと、その一方で教区貧民への取り締まりも従来どおり行なわれていたこと、などが明らかにされる。これらの状況を総合すると、末端の教区の現場では、革命期にも従来言われていたような大きな混乱はなかったように思われる。むしろ、17世紀の前半に確立した教区レベルの救貧行政が革命期にも継続・発展していったのではないかと考えられる。その限りでは「近世ロンドン危機説」も妥当性を欠いている。つまり、近世イギリスの救貧のありようを端的に表現するなら、宗教改革の結果生じた慈善・救貧の「空白状態」を、世俗の中央行政権力よりもむしろ末端の教区が埋めていく過程であった、と論者は結論する。

## 論文審査の結果の要旨

イギリスは、サッチャリズム以前には福祉国家のモデルと見做されていただけに、慈善・救貧・福祉に関する社会政策更については膨大な研究蓄積があり、学界でも論争が錯綜している。本論文が対象とする近世イギリスについても、たとえば宗教改革前後で慈善・救貧システムはどう変わったのか。エリザベス救貧法はかつての教会・修道院を中心とした私的慈善に代えて、救貧税による公的扶助体制を確立したといえるのか。また同時代のロンドンでは急激な人口流入による社会不安に直面していたとされるが、当局はいかなる救貧・扶助システムによってこれを克服したのか（ロンドン安定説）、それとも為し得なかったのか（ロンドン危機説）。さらに、ピューリタン革命はこの混乱にどの程度拍車をかけたのか、といった諸命題が複雑に絡まり合って、いまだに決着を見ていない。

ちなみに、イギリスでの近世救貧史研究をリードするP.スラックの近業では、救貧活動の担い手の変化に着目して時期区分が行われている。彼は宗教改革に伴う修道院や兄弟団の解散、ホスピタルの資産没収などの結果、従来の慈善活動の担い手が消滅したと見る。これにかわって、16世紀半ばから17世紀中ごろにかけては、ピューリタンに領導された都市自治体や、国王・枢密院主導の中央政府が公的救貧体制を確立すべく努力したが結局頓挫し、「社会福祉の真空状態」が生じたと形容する。スラックがロンドン危機説に立っていることも明らかだが、教区レベルでの救貧活動を重視する本論文は、こ

うした解釈に根本的な疑問を呈している。

本論文の第一の特色は、この錯綜した論争史にあえて踏み込み、近世イギリス救貧史の再解釈に一石を投じようとした点にある。すなわち論者は、宗教改革以後の救貧は、中央権力よりも末端の行政単位としての性格を強めた教区によって担われたのではなかったかという仮説を立て、詳細な一次史料を駆使することによって、その実証にある程度成功している。論者によれば、スラックのいう「真空状態」は、中央の公的救貧システム次元では該当するかもしれないが、末端の教区住民レベルでは私的慈善がむしろ活性化しており、その「空白」は総じて教区の救貧活動によって埋められていったのだという。結果として、ロンドン危機説より「安定説」に軍配を上げている。

また、論者はこうした考察を通して、従来の解釈が陥りがちな二項対立的・目的論的アポリアにも警告を発している。すなわち、施しや寄付といった「私的」慈善と、救貧税による「公的」福祉を対立的に捉え、前者から後者への移行を、近代福祉国家をゴールとする時間軸に沿って位置付ける単純化への戒めである。論者によれば、慈善と福祉は相互補完関係にあり、教区を基本とするこの構造は19世紀にいたるまで続くはずだとも言う。もとより、こうしたアポリアへの警戒はひとり論者のみによるものではなく、近年の社会史研究がひとしく共有するところではあるが、ここでは全編にわたって論者独特のバランス感覚が行き届いており、本論文の第2のメリットに数えられよう。

他方、論者のこうした理論的枠組みやバランス感覚を支えているのは、なによりもその史料実証主義的姿勢である。教区研究の重要性は従来から指摘されているところではあるが、史料レベルの膨大さと煩雑さのゆえか、本格的な研究はまだ端緒に着いたばかりである。近年ようやくいくつかのケース・スタディが見られるようになったものの、本論文のように16世紀半ばから17世紀中頃までの長いタイム・スパンをとって、教区委員会計簿、教区会議事録、救貧税納入者リスト、追悼説教集、教理問答書などに丹念にあたった研究はごく稀れである。会計簿に残された私的慈善・寄付の額を数量化して、救貧税による公的福祉との比重を「客観的に」提示する一方で、教区会議事録に記された遺言書の写しや追悼説教集などに基づいて、寄付や慈善の動機を分類し統計化を試みるなど、その手法はたいへん手堅い。しかも、論者はミクロな一次史料に依拠するだけでなく、同時代の聖職者・知識人のあいだで展開されたポレミックをとりあげ、その言説分析と、教区史料が物語る「事実」をつきあわせることによって、議論の広がりと言得性を確保しようとしている。その史料レベルの深さと多元性が、本論文の第3の、そして最も大きな特色だと言ってよい。

論者は、このように多彩な史料を駆使して教区の「実態」に迫り、貧民救済をめぐる展開される葛藤を通して、近世ロンドン住民の日常生活とその背後に潜む権力関係の一端を生き生きと描き出すことに成功している。とはいえ、本論文にもなお望まれる点がないわけではない。史料上の制約があるとはいえ、主として検討された事例はロンドンの市壁内、それも中心部に隣接する3教区にとどまっており、市壁外のより流動性の大きい教区の事例についても、ボルトンの先行研究に頼らず独自に論及する必要があったであろう。また、私的慈善には教区史料に残されていない部分が相当大きかったことも十分に予測される。あるいは、公的福祉をはるかに凌駕していた可能性も否定できない。このことは論者の結論を別の角度から補強するものであるが、数量化比較の前提となる史料の等質性については、もっと目配りがあってもよかったと思われる。

さらに望蜀の嘆を述べれば、ロンドン以外の都市や農村部との比較、あるいは大陸のカトリック系諸国との比較の視点が、いまだ展開されていれば、イギリス近世史全体を見通すような広がりも期待できたはずである。もっとも、こうした瑕疵については、論者自身も自覚しており、今後の研究活動のなかで十分克服されていくものと思われる。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2001年2月8日に調査委員3名が論文とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。